

重要

後見制度支援信託のご案内

1 家庭裁判所の方針

ご本人の財産をより適正に管理するため、預貯金が概ね 1,200 万円以上ある方については、次のいずれかになります。

- ① 後見支援預金を利用していただきます。
- ② 後見制度支援信託を利用していただきます。
- ③ ①又は②を利用しない場合は、専門職後見人又は専門職後見監督人（弁護士又はリーガルサポート所属の司法書士）を選任します。

2 後見制度支援信託の制度の目的

後見制度支援信託とは、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産管理面をバックアップする制度です。

3 後見制度支援信託の制度の仕組み

- ① 後見制度支援信託では、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託します。

信託財産から出金する場合には、裁判所が発行する指示書が必要となります。なお、ご本人の支出が収入よりも多くなると見込まれる場合にも、裁判所が発行する指示書により、定期的に必要な金額が信託財産から送金されるようにすることもできます。

- ② この制度を利用する場合は、専門職後見人を選任します。選任された専門職後見人が、後見制度支援信託利用の適否等を検討し、信託契約を締結します。この場合は、専門職後見人に対し、財産目録や収支予定表の作成から信託契約締結に関する手続までの報酬が必要となります。

4 後見制度支援信託を利用するその他の利点

親族後見人が手元で管理する財産が少なくて済むため、家庭裁判所に対する後見事務報告の負担が軽減されます。また、財産管理の透明性が増し、他の親族の理解を得られやすくなります。